

結果の概要

1 訟務事件の推移

令和7年に法務本省並びに全国の法務局及び地方法務局で取り扱った訟務事件の新受件数は5,970件、既済件数は5,536件となっている。

令和3年以降における訟務事件の推移は、第1表のとおりである。

令和7年の新受件数は、対前年比では1.8%減少しており、令和3年を100とした指数は92.0ポイントとなっている。また、既済件数は、対前年比では3.3%増加しており、令和3年を100とした指数は94.2ポイントとなっている。

第1表 訟務事件の推移

年次	件数			指数(令和3年=100)			対前年比(%)		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
令和3年	6,488	5,877	8,638	100.0	100.0	100.0	—	—	—
4	5,829	5,976	8,491	89.8	101.7	98.3	-10.2	1.7	-1.7
5	6,070	6,463	8,098	93.6	110.0	93.7	4.1	8.1	-4.6
6	6,080	5,357	8,821	93.7	91.2	102.1	0.2	-17.1	8.9
7	5,970	5,536	9,255	92.0	94.2	107.1	-1.8	3.3	4.9

2 訟務事件の処理状況

令和7年における訟務事件の処理状況は、第2表のとおりである。

本訴事件及び本訴事件以外の構成比については、新受件数にあっては本訴事件が61.8%、本訴事件以外が38.2%、既済件数にあっては本訴事件が61.7%、本訴事件以外が38.3%などとなっている。

(1) 本訴事件

令和7年における本訴事件の処理状況は、第2表のとおりである。

事件の種類別にこれを見ると、新受件数では、民事事件が2,389件、行政事件が1,082件、税務事件が216件、既済件数では、民事事件が2,268件、行政事件が961件、税務事件が189件となっている。

新受件数の構成比については、民事事件が64.8%と高い割合を占めており、次いで、行政事件が29.3%、税務事件が5.9%となっている。

訟務事件における相手方数については、本訴事件（民事・行政・税務）の未済事件における相手方1名につき「1」と計上したもので、第2表の相手方数欄記載のとおりである。

(2) 本訴事件以外

令和7年における本訴事件以外の処理状況は、第2表のとおりである。

新受件数は2,283件、既済件数は2,118件となっている。

第2表 訟務事件の処理状況

処理状況	総数	本 訴 事 件				本 訴 事 件 以 外
		計	民 事	行 政	税 務	
		[件 数]				
新 受	5,970	3,687	2,389	1,082	216	2,283
既 済	5,536	3,418	2,268	961	189	2,118
未 済	9,255	7,441	5,428	1,661	352	1,814
相手方数		202,393				
		[構 成 比 (%)]				
新 受	100.0	61.8	40.0	18.1	3.6	38.2
		100.0	64.8	29.3	5.9	
既 済	100.0	61.7	41.0	17.4	3.4	38.3
		100.0	66.4	28.1	5.5	
未 済	100.0	80.4	58.6	17.9	3.8	19.6
		100.0	72.9	22.3	4.7	